

文化庁長官官房著作権課企画審議係あてに「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめに関する意見募集の実施について」に対する意見書を提出

当協会では、「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめに関する意見募集の実施について」について、協会内での意見を取りまとめ3月27日付で意見書を提出した。意見書の全文は下記のとおり。

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会「中間まとめ」平成29年2月の第2章「教育の情報化の推進等」について、公益財団法人私立大学通信教育協会として大学通信教育の発展のため、「異時公衆送信」における「補償金請求権」制度に賛同する立場から、次のとおり意見を申し上げます。

1 「中間まとめ」第2章第1節1.(2)72ページに「大学については、全ての単位をインターネット等による授業により習得することが可能な通信制大学のみならず、通学制の大学でもインターネット等による授業によって単位の習得が認められている。」とあるように、大学通信教育は大学通信教育設置基準によるメディア授業を4つの授業方式の1つとして活用しています。学校基本調査においてもメディア授業受講者は毎年増加しており、平成28年度の学校基本調査（大学通信教育）でも学部段階のメディア授業受講者は69,145名となり、面接授業（スクーリング）に匹敵する規模となります。このメディア授業は法令に基づいて単位授与を行う厳密なものですが、広義のICT活用教育のなかで大学通信教育が占める質と量は、極めて高いものとなっています。このため私立大学通信教育協会では「メディア授業ガイドライン」を制定して加盟62校のメディア授業の水準向上に取り組んでいます。しかし、今回の中間まとめの経緯において多くの団体等から意見聴取がなされたにもかかわらず、私立大学通信教育協会には意見聴取がなされていないことは、教育現場の実態が反映という点から不十分なプロセスであると考えております。

2 「中間まとめ」のいう「異時公衆送信」を権利制限規定の対象として補償金請求権を付与することは、メディア授業の非同時双方向型の推進に寄与するものとして期待できます。しかし、検討のプロセスや「当事者間協議」に私立大学通信教育協会が含まれていない現状から、現実の運用に大学通信教育の実態が反映しない危惧があります。このため、補償金権利制限を導入している各国の例を踏まえて、補償金管理団体のあり方や補償金の徴収金額について検討が必要です。現在の「当事者間協議」等も権利者団体をカバーしているとは言えず、実際には手続の二重化に至る可能性や、補償金額の高額化も危惧されます。大学通信教育では教育の機会均等のため授業料の低廉性に努力をしており、現実の大学教育、社会人の学び直しの実態が反映されることを希望します。このままの状態では、補償金管理などを含めて教育現場における運用と権利者団体等との関係に大学通信教育の実態が反映しないために混乱が生じ、大学通信教育の教職員の研修や学生への教育にも支障があると考えます。

3 「中間まとめ」のいう「デジタル教科書」については学校教育法第34条の規定する教科用図書論じていますが、大学通信教育設置基準に定める「印刷教材による授業」（通信授業）で法令上必須となる教科書のデジタル化もすすんでいます。法令上の位置づけが明確な大学通信教育の教科書のデジタル化についても、著作権法上のあり方を検討する必要があると考えます。